

にかほ市会計年度任用職員募集

☎ 総務課 人事秘書班 ☎ 43 - 7507

- ▶ 応募期限 1月12日(金)・17:00 ▶ 応募方法 総務課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班に備え付けの指定用紙により応募

No.	職種	勤務地(担当課)	人数	報酬	雇用期間	勤務形態	保険	応募条件
①	看護師	小出診療所 (小出診療所 ☎ 36-2124)	若干名	1,242円～ (時給)	2月1日 ～3月31日	週5日程度 8:30～17:15 ほか	社保 雇保	看護師免許を有する方
②	一般事務補助 (受付・展示案内等)	フェライト子ども科学館 (フェライト子ども科学館 ☎ 32-3150)	1人	7,008円～ (日額)	2月1日 ～3月31日	週4日程度 8:30～17:15	社保 雇保	パソコン操作(ワード・ エクセル)のできる方

※いずれの職種も雇用期間を更新する場合があります。※勤務内容等の詳細は直接担当課に問合せください。

災害時緊急避難場所の指定等

☎ 防災課 ☎ 43 - 7504

▶ 新たな避難場所の指定

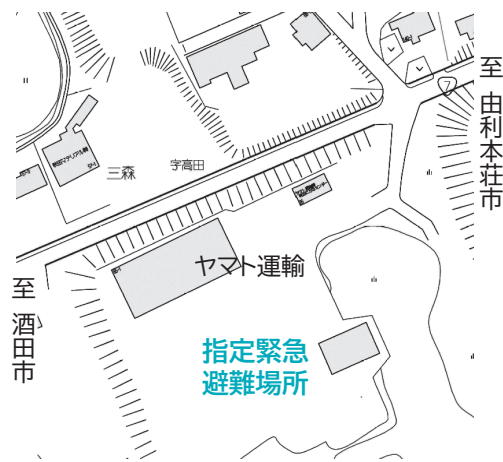
災害発生時に避難する「指定緊急避難場所」を右図のとおり新たに指定しました。

- ▶ 名称 ヤマト運輸前駐車場
- ▶ 所在地 にかほ市三森字高田26番地
- ▶ 対象とする災害 津波、水害(洪水、内水氾濫)、火山現象

▶ 避難所指定の解除

施設の解体に伴い下記の避難所指定を取り消します。

- ▶ 名称 旧釜ヶ台小中学校
- ▶ 所在地 にかほ市馬場字冬師山8番地4



職員の懲戒処分について

☎ 総務課 ☎ 43 - 7507

市は、地方公務員法およびにかほ市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので、にかほ市職員の懲戒処分等に関する規程第8条第1項第1号の規定により公表します。

1 被処分者および処分内容等

所属	職位	年齢	処分内容	処分年月日	処分理由	処分者
市民福祉部	主査	30歳代	戒告	令和5年 11月21日	秋田県への進達事務の遅延により、市民に不利益を与えたもの	市長

2 【懲戒処分の適用条項】地方公務員法第29条第1項第2号

令和6年度認可保育所・認定こども園の入所・入園申し込み受け付け

☎ 子育て支援課 ☎ 32 - 3040

認可保育所・認定こども園などの利用を希望する保護者の方は、教育または保育の認定(「教育・保育給付認定」)の申請が必要です。申請に基づいて市で認定を行いますので、保護者の方は認定内容に応じて認可保育所・認定こども園の中から、ニーズに応じた施設を選択し利用することができます。

▶ 認可保育所(令和6年1月1日現在)

保育所名	電話番号	定員	募集年齢
つばみ保育園	62-8260	20人	0～1歳
にかほ保育園	32-3200	200人	0～5歳
勢至保育園	38-2248	100人	
ひまわり保育園	43-4600	60人	

▶ 認定こども園(令和6年1月1日現在)

園名	電話番号	認定区分	定員	募集年齢
幼保連携型認定こども園仁賀保	36-2479	1号認定	15人	3～5歳
		2・3号認定	50人	0～5歳
白百合こども園	43-2456	1号認定	45人	3～5歳
		2・3号認定	90人	0～5歳
明星こども園	43-5622	1号認定	10人	3～5歳
		2・3号認定	10人	0～5歳
星城こども園	44-2314	1号認定	10人	3～5歳
		2・3号認定	20人	0～5歳

▶ 教育・保育給付認定の種類

認定区分は、「1号認定」「2号認定」「3号認定」の3つです。お子さんの年齢や利用を希望する施設によって、区分は決められます。

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし(教育を希望)	幼稚園
2号認定		あり	保育所
3号認定		(保護者の就労等)	保育所

▶ 保育を必要とする事由および保育の必要量

2号および3号認定を希望する場合、保育を必要とする事由に該当する必要があります。保育を必要とする事由および時間に応じて、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

- ▶ 保育標準時間 7:00～18:00 ▶ 保育短時間 8:00～16:00

保育を必要とする事由	保育の必要量	条件等
就労	標準時間	就労時間が月120時間以上(希望により短時間を選択可)
	短時間	月64時間以上120時間未満 (勤務開始・終了時間によっては標準時間を選択可)
妊娠・出産・疾病・障がい 介護・看護	標準時間	どちらか選択可能
	短時間	
求職活動	短時間	短時間認定のみ
育児休業取得時にすでに 保育を利用していること	短時間	短時間認定のみ
市長が必要と認める場合	標準時間	保護者の状況等による
	短時間	

※入所が可能となる保護者の就労時間の下限は月64時間です。

※就労時間が月120時間未満の方および就職活動中の方については短時間認定となりますが、特別な事情により標準時間を希望する場合は申し込みの際にお知らせください。

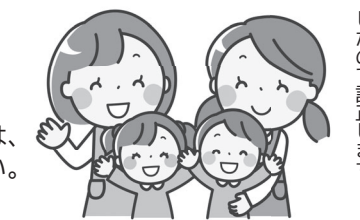
▶ 継続入所・新規入所手続き

◎継続入所の場合(必要書類)	◎新規入所の場合(必要書類)
<input type="checkbox"/> 認定こども園・保育所入所現況報告書	<input type="checkbox"/> 認定こども園・保育所入所申込書
<input type="checkbox"/> 保護者の保育を必要とする証明書(2・3号認定の方のみ)	<input type="checkbox"/> 保護者の保育を必要とする証明書(2・3号認定の方のみ)
<input type="checkbox"/> すこやか子育て支援事業助成申請書	<input type="checkbox"/> すこやか子育て支援事業助成申請書

- ▶ 申込期間 1月4日(木)～1月31日(水)

- ▶ 申込先 子育て支援課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班、
保育所・認定こども園(継続入所分のみ利用施設へ提出可能)

※なお、園を変更する方と認定情報を変更する方(1号から2号、2号から1号等)については、新たに申し込み等が必要となりますので、必ず入所中の園または子育て支援課に連絡ください。



訂正

12月15日発行広報にかほ裏表紙・年末年始・公共施設の業務案内の一般廃棄物最終処分場の休業期間は、正しくは1月5日(金)までです。